第八章　電子商取引
第七十条　適用範囲
第七十一条　一般規定
第七十二条　定義
第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第七十四条　サービスの無差別待遇
第七十五条　市場アクセス
第七十六条　関税
第七十七条　国内規制
第七十八条　電子署名及び認証サービス
第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化
第八十条　オンラインの消費者の保護
第八十一条　民間部門の参加
第八十二条　協力
第八十三条　例外
第九章　投資
第八十四条　適用範囲
第八十五条　定義
第八十六条　一般的な待遇及び保護
第八十七条　内国民待遇
第八十八条　最恵国待遇
第八十九条　資金の移転
第九十条　留保
第九十一条　収用及び補償
第九十二条　争乱の際の待遇
第九十三条　代位
第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決
第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九十六条　特定措置の履行要求の禁止
第九十七条　一時的なセーフガード措置
第九十八条　信用秩序の維持のための措置
第九十九条　特別な手続
第百条　租税に係る課税措置
第百一条　健康、安全及び環境に関する措置
第百二条　見直し
第十章　競争
第百三条　反競争的行為に対する措置
第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力
第百五条　協議
第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用
第十一章　知的財産
第百七条　一般規定
第百八条　内国民待遇
第百九条　最恵国待遇
第百十条　手続事項の効率性の向上
第百十一条　知的財産権の取得
第百十二条　透明性
第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百十四条　著作権及び関連する権利
第百十五条　商標
第百十六条　意匠
第百十七条　特許
第百十八条　植物の新品種
第百十九条　地理的表示及び関連する表示
第百二十条　不正競争
第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い
第百二十二条　権利行使に関する一般規定
第百二十三条　国境措置に係る権利行使
第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使
第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ
第百二十七条　協力
第百二十八条　知的財産に関する小委員会
第百二十九条　安全保障のための例外
第十二章　政府調達
第百三十条　現行の権利及び義務
第百三十一条　照会所
第百三十二条　追加的な交渉
第十三章　経済関係の緊密化
第百三十三条　基本原則
第百三十四条　経済関係の緊密化に関する小委員会
第百三十五条　連絡部局
第百三十六条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百三十七条　一般規定
第百三十八条　適用範囲
第百三十九条　協議
第百四十条　あっせん、調停又は仲介
第百四十一条　仲裁裁判所の設置
第百四十二条　仲裁裁判所の任務
第百四十三条　仲裁裁判手続
第百四十四条　仲裁裁判手続の停止又は終了
第百四十五条　裁定の実施
第百四十六条　費用
第百四十七条　その他の規定
第十五章　協定の運営
第百四十八条　合同委員会
第百四十九条　両締約国間の連絡
第十六章　最終規定
第百五十条　目次及び見出し
第百五十一条　附属書及び注釈
第百五十二条　改正
第百五十三条　効力発生
第百五十四条　終了